

許可広告物の共通基準

(許可を要する広告物の共通の許可基準)

- 1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。
- 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。
- 3 美観風致上次の事項に該当するものであること。
 - (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。
 - (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
 - (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
 - (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。
 - (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。
- 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。
 - (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。
 - (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
 - (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

電柱又は街灯柱を利用する広告物等の個別基準

○ 電柱又は街灯柱を利用する広告物（立看板を除く。）及びこれを掲出する物件

- (1) 表示し、又は設置する数は、電柱又は街灯柱1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。
- (2) 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。
- (3) 大きさ、高さ等は、次に掲げるものであること。
 - ア 突出し広告
 - (ア) 大きさは縦1.2m、横0.5m以下であること。
 - (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
 - (ウ) 取付けの方向は、道路上では、原則として道路の中心線に対し反対の方向で、かつ、中心線に直角に向けるものであること。
 - イ 巻付け広告及び直塗り広告
 - (ア) 長さは1.8m以下であること。
 - (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m以上であること。

